

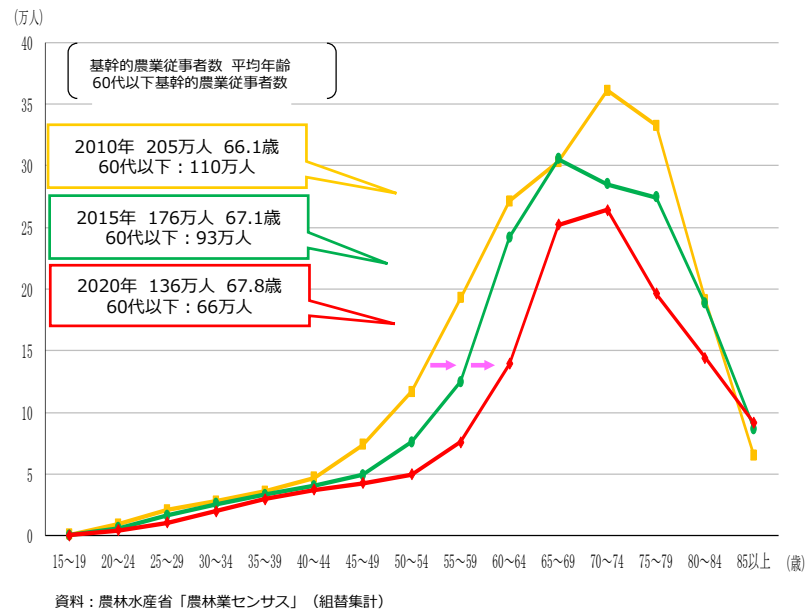
担い手への農地の集積・集約 (農地利用最適化交付金等)

令和4年11月8日
農林水産省

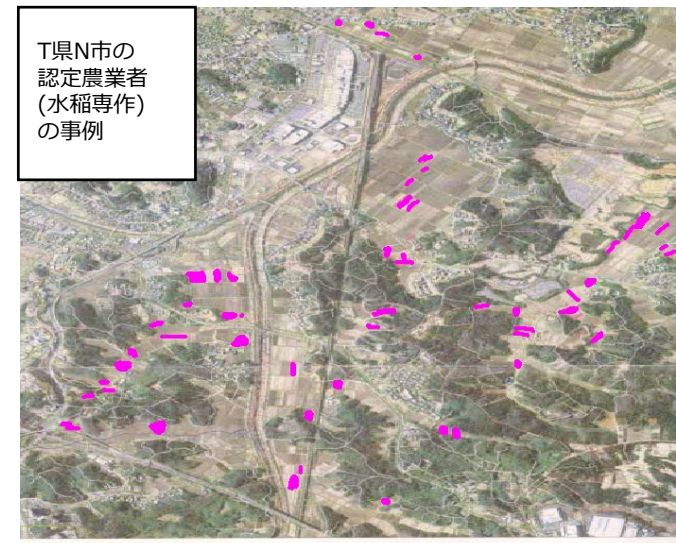
農地をめぐる状況

- 我が国において、**高齢化・人口減少が本格化**する中で、**農業者の減少**や**耕作放棄地の拡大**がさらに加速化し、**地域の農地が適切に利用されなくなる**ことが懸念
- 生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、**目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き**、**分散錯圃の状況を解消**して、**農地の集約化等を進めるとともに**、**人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要**

○ 基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



○ 担い手であっても経営農地が小さな区画で分散（分散錯圃）

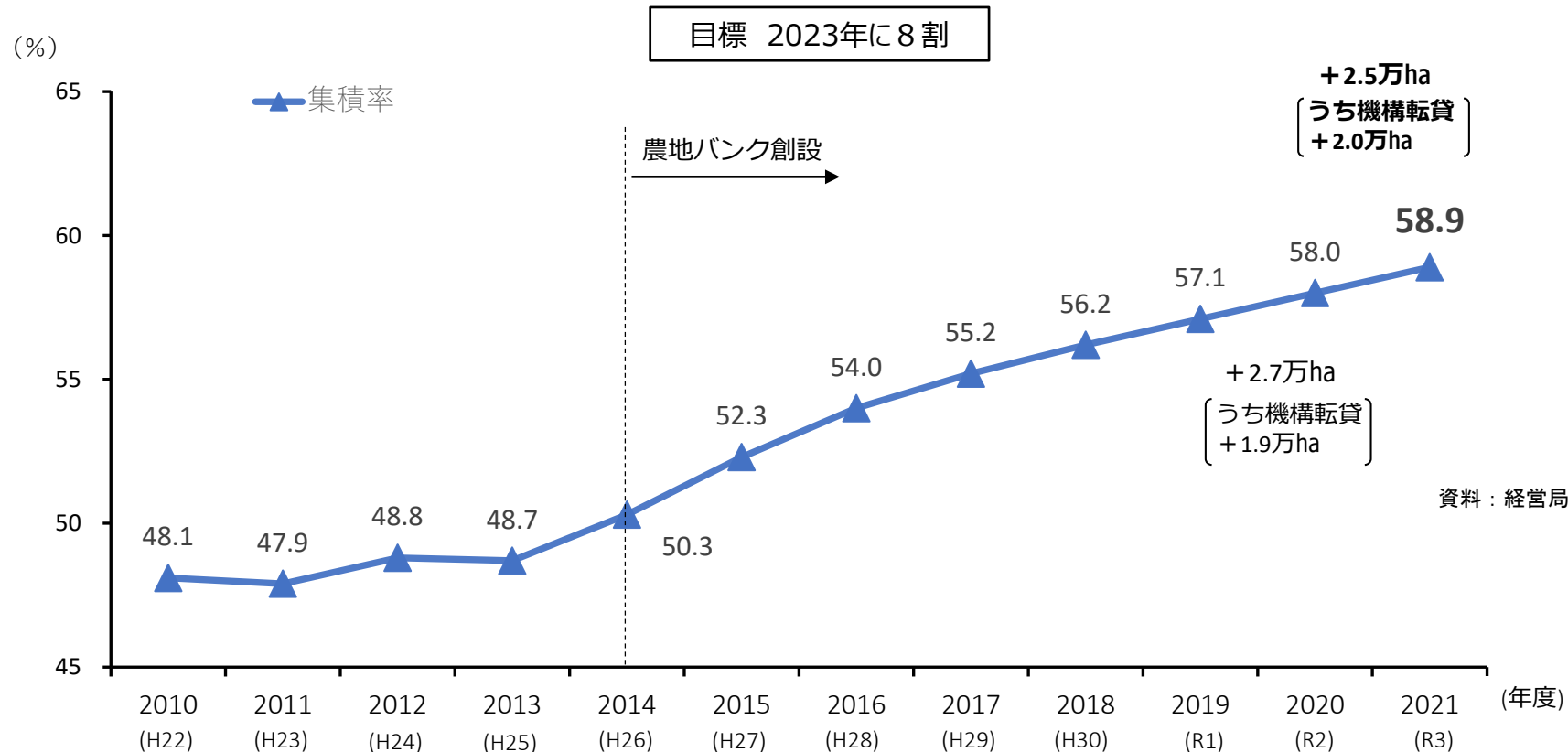


T県N市の認定農業者（水稻専作）の事例
経営面積16.4haが、70か所に分散して存在
最も離れている農地間の直線距離は5km

担い手への農地集積の現状

- 令和5年度までに全農地の8割を担い手に集積するという目標に対して、令和3年度の農地集積率は**58.9%**
 - 「日本再興戦略」（平成25年（2013年）6月14日閣議決定）（抜粋）＜成果目標＞
今後10年間（令和5年度末（2024年3月末）まで）で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする
- 地域で持続性をもった農地利用を確保するには、**作業に手間のかかる分散錯圃の農地を、物理的にまとまった利用しやすい農地に変えていくことが必要不可欠（農地集約化）**

○全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア



人・農地プランの取組状況について

- 人・農地プランの取組は平成24年に開始されたが、支援措置を活用するために必要な範囲でプランを作成している等、**地域の話合いに基づくものとは言い難いプラン**が存在。
- このため、人・農地プランを**真に地域の話合いに基づくものにする**観点から、令和元年度より**人・農地プランの実質化の取組**を推進。
- しかし、経営局長通知に基づき実施していることもあり、**取組に遅れ**が見られる状況。

人・農地プランとは

地域の話合いに基づき、**今後の地域農業の中心となる経営体（中心経営体）**や**将来の農業の在り方などを明確化**する取組（平成24年より開始）

人・農地プランの実質化とは

- ① **アンケートの実施**
（農業者の年齢と後継者の有無等）
- ② **現況把握**
（①を地図化、5年～10年後の後継者がいない農地の見える化）
- ③ **中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成**
（①②を基に、地域の話合いで5年～10年後の農地利用を担う中心経営体に関する方針を原則集落ごとに作成）

※ 農林水産省経営局長通知（令和元年6月26日付け元経営第494号）に基づき実施。

人・農地プランの実質化1年目の状況（令和元年度末現在）

既存の人・農地プランが既に実質化されていると判断された地域（※）	実質化に取り組む地域		実質化の取組が行われていない地域
	取組が終了した地域	取組中の地域	
※ 地域内の農地のうち、受け手の経営面積と出し手の将来的貸付予定面積の合計値が、過半を占める地域 プラン数：5,913 プラン内農地面積：168万ha 〔全耕地面積の38%〕	取組が終了した地域 プラン数：877 プラン内農地面積：12万ha 〔全耕地面積の3%〕	取組中の地域 プラン数：14,599 プラン内農地面積：212万ha 〔全耕地面積の48%〕	実質化の取組が行われていない地域 農地面積48万ha 〔全耕地面積の11%〕

資料：経営局経営政策課調べ

- 市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、遊休農地や所有者不明農地を含めて農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（人・農地プラン）を策定
- 地域計画は、施行日（令和5年4月1日を予定）から2年以内（令和7年3月末までを予定）に策定
- 令和5年度予算において、市町村による地域計画策定を支援する予算[※]を要求

※ 地域計画策定推進緊急対策事業（令和5年度予算概算要求額：24億円）

地域で農業の将来の在り方等を協議

市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による協議の場を設置し、次を話し合い

- ① 区域における農業の将来の在り方
- ② 区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域^{（※）}
- ③ その他農地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理
 緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
 茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

市町村は、協議の結果を公表

市町村が地域計画を策定

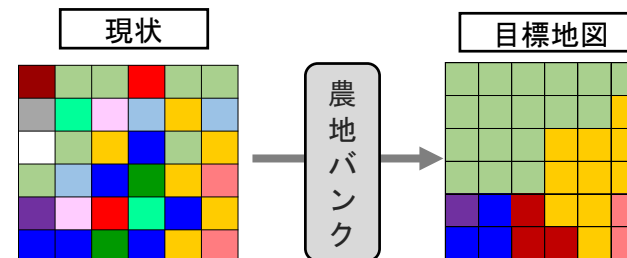
○市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の区域
- ②①の区域における農業の将来の在り方
- ③②に向けた農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 等

○市町村は、③の目標として、農業を担う者ごとに利用する農地を定め、これを地図に表示（「目標地図」）

○目標地図の素案は、農業委員会が市町村の求めを受けて作成
 （情勢の推移に応じ、随時変更が可能）

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

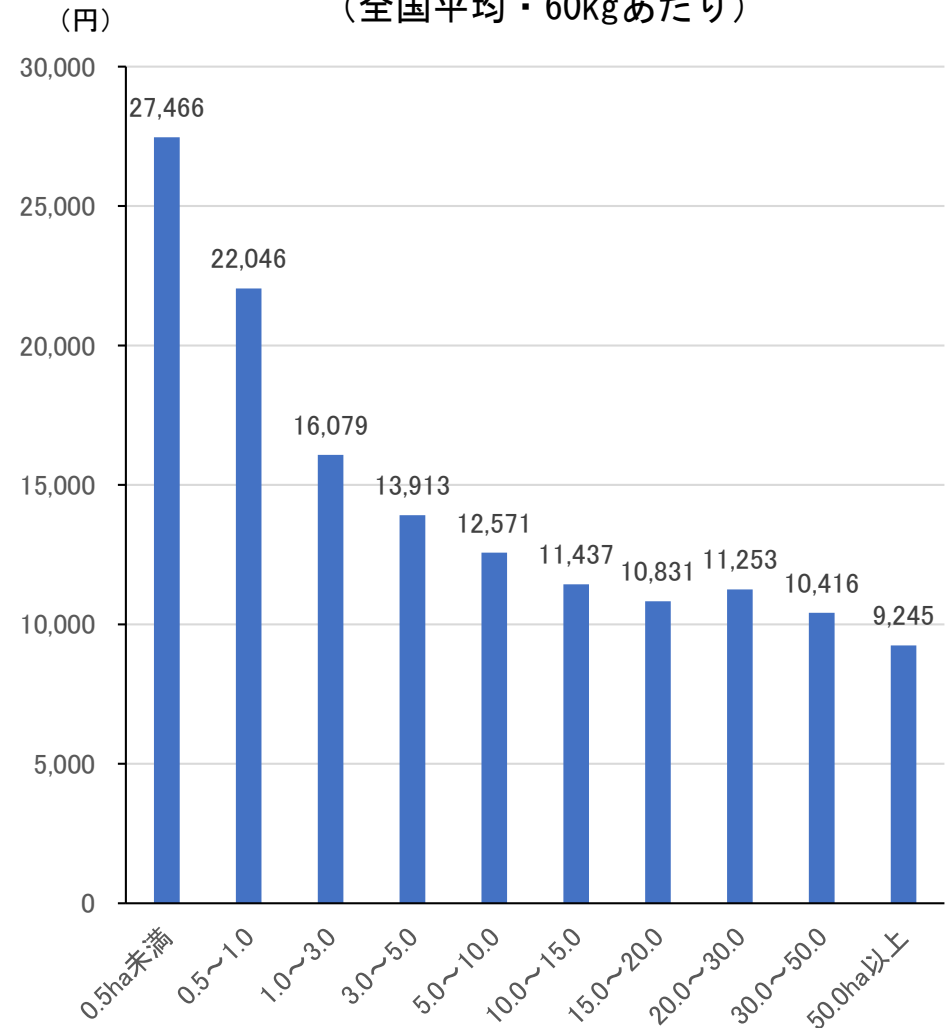
市町村は、地域計画を公告

農地の集積・集約化の効果

農地の集積・集約化の効果

- ① 連続して作業を行えることから、移動時間や生産コストを縮減
 - ② ドローン等のスマート農業機械が有する省力化機能を十分に発揮でき、スマート農業の導入が可能
 - ③ 他者が耕作する隣接ほ場から農薬が飛散しないことから、輸出向けの有機栽培が可能
 - ④ 他者が耕作する隣接水田からの湿害の影響を受けないことから、米から高収益作物等への転換が可能
 - ⑤ 遊休農地の発生を防止
- 等

令和2年度産米の作付け規模別生産コスト
(全国平均・60kgあたり)



資料：農林水産省「生産費統計（令和2年度）」

担い手への農地の集積・集約

- I 担い手への農地の集積
- II 農地中間管理機構による集積・集約化活動
- III 農業委員会による農地利用最適化活動
- IV 予算の概要

I 担い手への農地の集積

担い手の範囲について

○ 担い手は、**認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、基本構想水準到達者**の4類型に分類

○ **認定農業者**

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、市町村等から経営改善計画の認定を受けた経営体

○ **認定新規就農者**

農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

○ **集落営農経営**

複数の農業者により構成される農作業受託団体であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

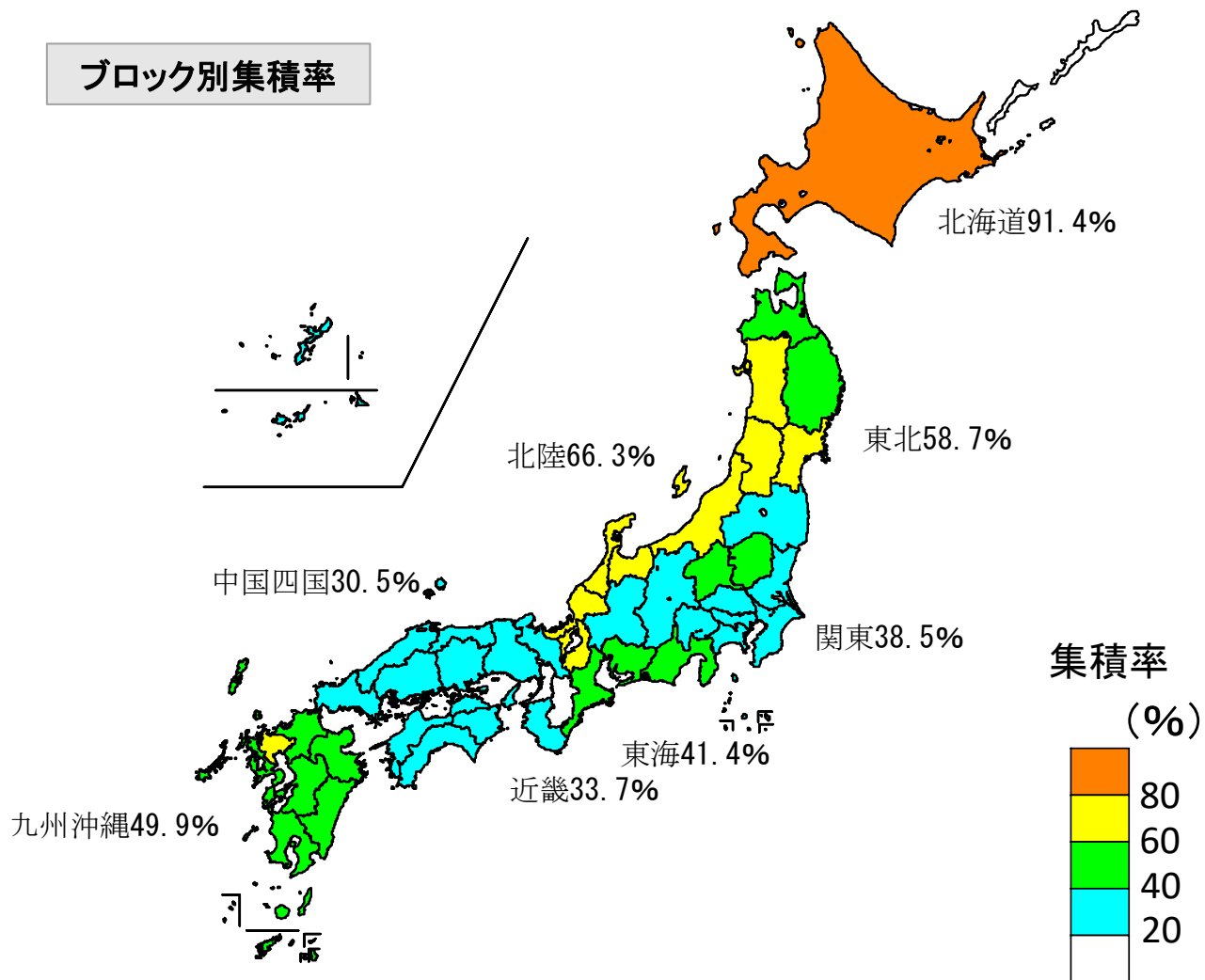
○ **基本構想水準到達者**

農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

担い手への農地集積の傾向分析

○ 全体の集積率については、水田率・基盤整備率が高い東北・北陸等で高い傾向。一方、大都市圏を抱える関東・東海・近畿、中山間地を多く抱える近畿・中国四国で低い傾向

ブロック別集積率



	集積率		
		うち田	うち畑
北海道	91.4%	99.1%	89.6%
東北	58.7%	66.4%	38.8%
関東	38.5%	43.8%	32.3%
北陸	66.3%	70.0%	34.4%
東海	41.4%	49.8%	23.0%
近畿	33.7%	35.5%	27.4%
中国四国	30.5%	32.5%	25.1%
九州沖縄	49.9%	53.8%	45.2%
全国	58.9%	57.4%	60.6%

※ 令和4年3月末時点

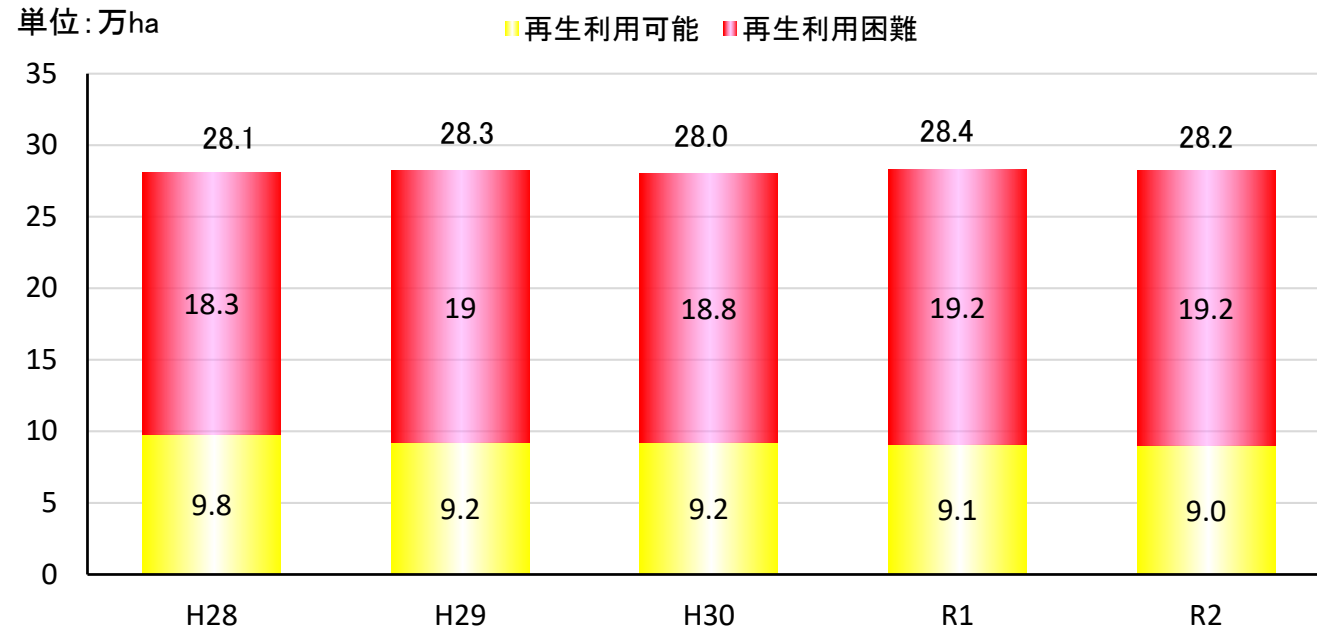
都道府県別の担い手への農地集積率

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
北海道	87.6%	88.5%	90.2%	90.6%	91.0%	91.5%	91.4%	91.4%	滋賀	47.2%	52.3%	56.0%	58.1%	59.7%	62.1%	63.2%	64.9%
青森	48.0%	50.2%	51.4%	53.6%	55.1%	56.5%	57.6%	58.2%	京都	16.7%	17.8%	19.6%	21.1%	21.8%	22.3%	23.5%	24.4%
岩手	47.9%	49.4%	50.6%	51.9%	53.0%	53.4%	53.7%	54.5%	大阪	8.8%	9.1%	10.5%	10.6%	10.9%	11.4%	11.7%	12.2%
宮城	48.8%	51.6%	54.5%	57.8%	58.9%	59.2%	60.1%	61.8%	兵庫	19.5%	22.0%	22.4%	23.1%	23.4%	24.0%	24.5%	24.8%
秋田	60.6%	64.6%	66.2%	67.8%	68.7%	69.3%	70.0%	70.6%	奈良	13.0%	14.0%	15.5%	16.2%	16.6%	17.5%	18.5%	19.5%
山形	53.6%	60.2%	63.1%	64.8%	66.0%	66.4%	67.5%	69.0%	和歌山	23.6%	24.3%	25.1%	26.2%	26.7%	28.1%	29.0%	30.2%
福島	26.9%	30.2%	32.5%	33.6%	34.6%	36.1%	37.5%	39.5%	鳥取	21.8%	24.5%	27.1%	29.3%	30.4%	30.9%	32.0%	32.4%
茨城	24.5%	26.6%	29.3%	32.8%	34.2%	35.4%	37.1%	37.8%	島根	27.6%	30.3%	31.3%	32.3%	33.3%	34.2%	35.3%	36.0%
栃木	43.3%	47.4%	49.2%	50.7%	52.3%	52.7%	52.1%	52.7%	岡山	19.8%	20.7%	21.6%	23.9%	25.0%	25.2%	25.3%	26.4%
群馬	30.2%	31.1%	32.0%	34.8%	37.2%	38.8%	40.3%	41.6%	広島	19.2%	20.9%	22.1%	23.2%	23.9%	24.3%	25.1%	25.4%
埼玉	24.2%	24.8%	25.6%	27.5%	29.3%	30.1%	32.0%	33.3%	山口	24.6%	26.6%	27.5%	28.3%	28.8%	30.3%	31.5%	32.1%
千葉	19.9%	20.6%	21.3%	23.0%	23.9%	25.2%	26.9%	28.2%	徳島	22.3%	22.8%	24.8%	25.6%	26.5%	25.3%	27.1%	27.8%
東京	21.2%	21.1%	22.2%	23.2%	23.8%	24.3%	24.5%	24.8%	香川	29.1%	30.5%	26.5%	27.8%	28.5%	28.1%	29.3%	30.8%
神奈川	19.5%	17.7%	18.5%	19.3%	19.5%	20.0%	20.7%	21.2%	愛媛	25.8%	27.4%	28.4%	29.8%	30.8%	31.8%	33.6%	34.2%
山梨	17.1%	19.9%	21.1%	22.2%	23.2%	24.2%	26.0%	28.0%	高知	21.0%	21.4%	26.0%	31.4%	32.4%	32.1%	33.5%	33.9%
長野	32.0%	34.0%	35.6%	36.5%	37.3%	37.6%	38.9%	39.5%	福岡	44.6%	46.7%	49.7%	51.7%	53.4%	54.2%	54.6%	55.2%
静岡	39.4%	40.3%	42.3%	42.9%	37.4%	38.9%	42.2%	44.8%	佐賀	69.1%	68.8%	68.6%	69.4%	71.3%	71.5%	70.8%	71.0%
新潟	54.0%	58.2%	60.0%	61.5%	62.8%	63.9%	64.8%	65.9%	長崎	37.4%	39.6%	40.3%	41.2%	41.7%	42.5%	43.6%	45.3%
富山	53.5%	56.0%	57.6%	60.0%	63.3%	65.0%	66.5%	67.8%	熊本	44.5%	45.2%	45.2%	47.0%	48.2%	47.6%	49.8%	50.7%
石川	45.7%	51.3%	55.8%	58.3%	59.9%	61.2%	62.4%	63.7%	大分	33.8%	36.2%	38.2%	40.1%	41.3%	42.6%	43.4%	43.9%
福井	53.8%	57.5%	60.8%	63.8%	65.7%	66.7%	67.6%	68.4%	宮崎	45.8%	45.6%	46.2%	47.1%	48.7%	50.8%	53.6%	55.4%
岐阜	30.7%	31.5%	32.7%	34.6%	36.2%	37.0%	37.8%	39.3%	鹿児島	39.4%	42.0%	42.8%	41.6%	42.4%	42.5%	43.6%	45.7%
愛知	31.7%	33.9%	34.1%	35.3%	36.9%	37.6%	40.0%	41.0%	沖縄	30.1%	29.8%	34.5%	20.2%	19.9%	21.9%	24.7%	25.1%
三重	30.1%	33.5%	33.6%	35.5%	37.9%	38.9%	41.6%	43.8%	全国	50.3%	52.3%	54.0%	55.2%	56.2%	57.1%	58.0%	58.9%

遊休農地面積の推移について

- 令和2年の遊休農地の面積は28.2万ha。
このうち再生利用可能なものが9.0万ha(32%)、再生利用困難なものが19.2万ha(68%)

○遊休農地（荒廃農地）面積の推移



資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

- 注：1 四捨五入の関係で計が一致しない。
- 2 上記の数値は暦年ベース

再生利用が困難な農地



〔 森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難な農地 〕

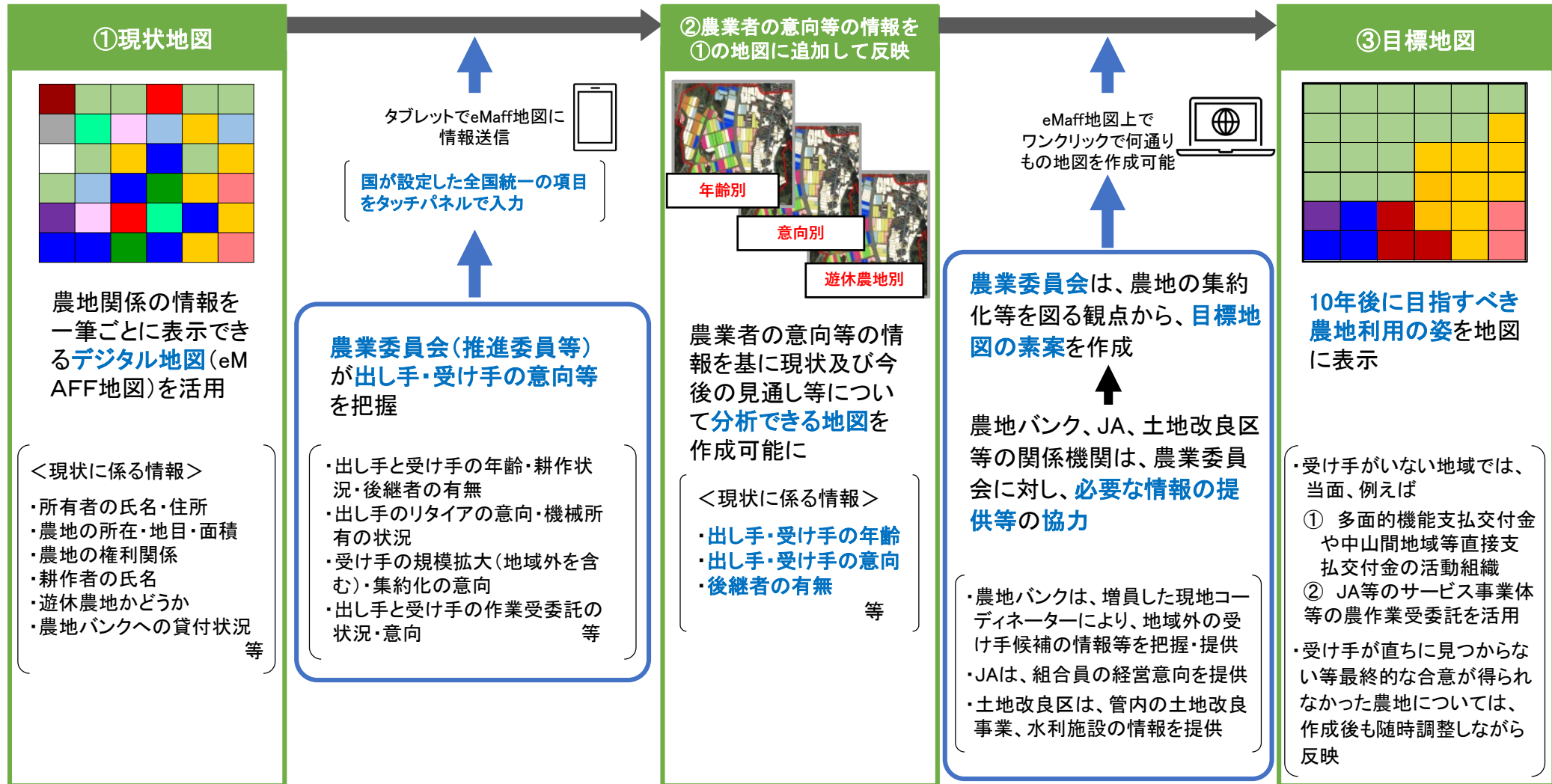
再生利用が可能な農地



〔 草刈りや抜根等の基盤整備により耕作が可能と見込まれる農地 〕

目標地図の作成

- 農業委員会は、**農業者の意向等**の情報を勘案して、農地バンク、JA、土地改良区等の**関係者の協力**を得て、**目標地図の素案**を作成し、同意市町村に提出
- **農業を担う者**ごとに利用する農用地等を定めて**地図に表示**
- **市町村**は、農業委員会から提出のあった**素案を基**に、関係機関からの**意見聴取、縦覧**等を行い、**目標地図を含む地域計画**を策定



地域計画（目標地図）の達成に向けた取組

- 今後は、**地域の共通の目標である地域計画（目標地図）の達成**に向けて、**農業委員会が中心となって、関係機関が連携**して取組を推進
- 農地バンクは、分散している農地を**まとめて引き受けて、一団の形で受け手に再配分**する機能を有し、**農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金**等も活用し、これによる集約化等の取組（従来の**貸借＋農作業受委託**）を促進

地域計画の策定

農業委員会による**目標地図（素案）**を基に、市町村は**地域計画**を策定

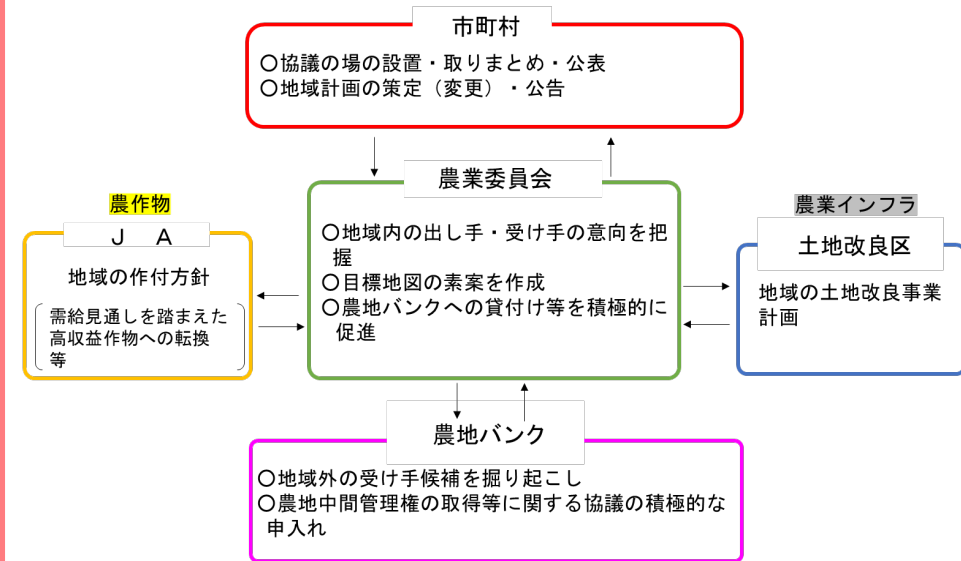
具体的な貸付け等の働きかけ

農業委員会が中心となって、**地域計画の達成に向けて、関係機関が連携**して、農地バンクへの貸付け、農地バンクからの借受等の働きかけを実施

（ 農地バンクは、公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、**地域計画の達成**に資するよう事業を実施 ）

- ◆ **農業委員会**は、地域計画の達成に向けて、農地バンクへの貸付け等を**積極的に促進**
- ◆ **農地バンク**は、所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を**積極的に申入れ**
- ◆ 同意市町村は、農地バンクへの利用権の設定等が必要と認めるときは、所有者等に農地バンクと協議すべき旨を勧告

関係機関の役割



権利の設定等

- **農業委員会の意見**を聴いて、**農地バンク**は、貸借や農作業受託等について定める**農用地利用集積等促進計画**を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を**統合**）
- **農業委員会**は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに**要請**でき、農地バンクは**要請内容を勧案**して計画を策定

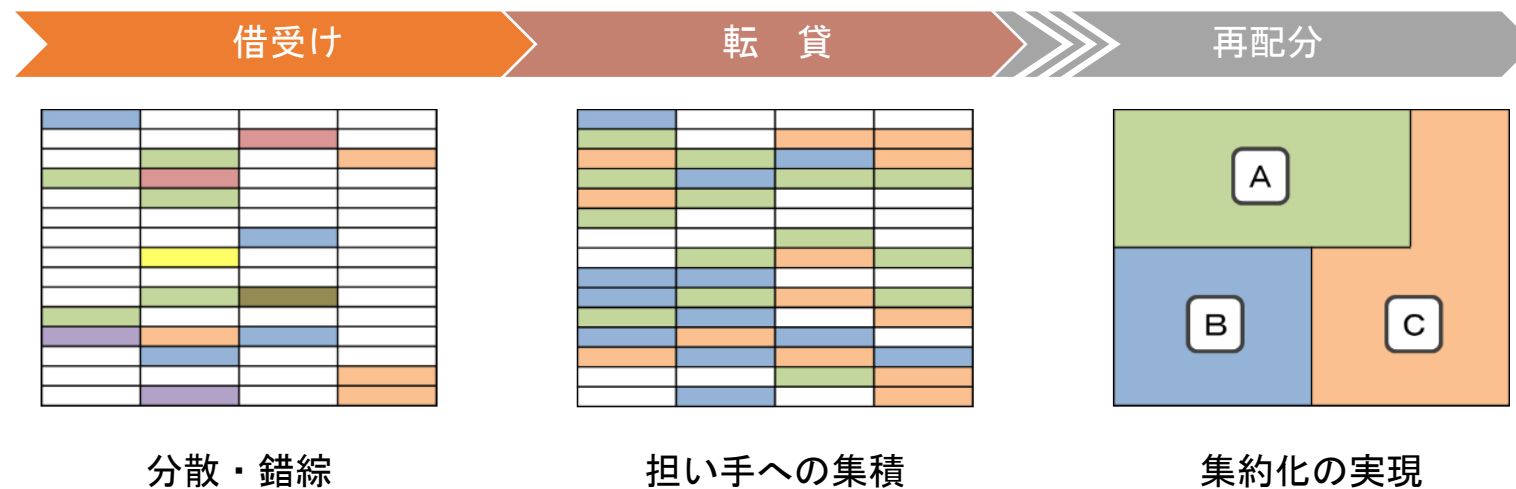
- （ ・農用地利用集積等促進計画の**添付書類の簡素化**や事務処理の迅速化を実施
 ・都道府県条例の改正による**都道府県知事の認可権限**の市町村長への委譲も可能 ）

I 農地中間管理機構による集積・集約化活動

農地中間管理機構（農地バンク）について

- 農地中間管理機構（農地バンク）は、
- ① 地区内の分散・錯綜しており担い手に集約する必要がある農地や耕作放棄地を借り受け、
 - ② 必要に応じ、基盤整備等の条件整備を行い、
 - ③ 借り受けている農地を管理し、
 - ④ まとまった形で転貸し、
 - ⑤ その後、再配分機能により集約化を実現するため、平成26年度に、各都道府県毎に設置（47バンク）

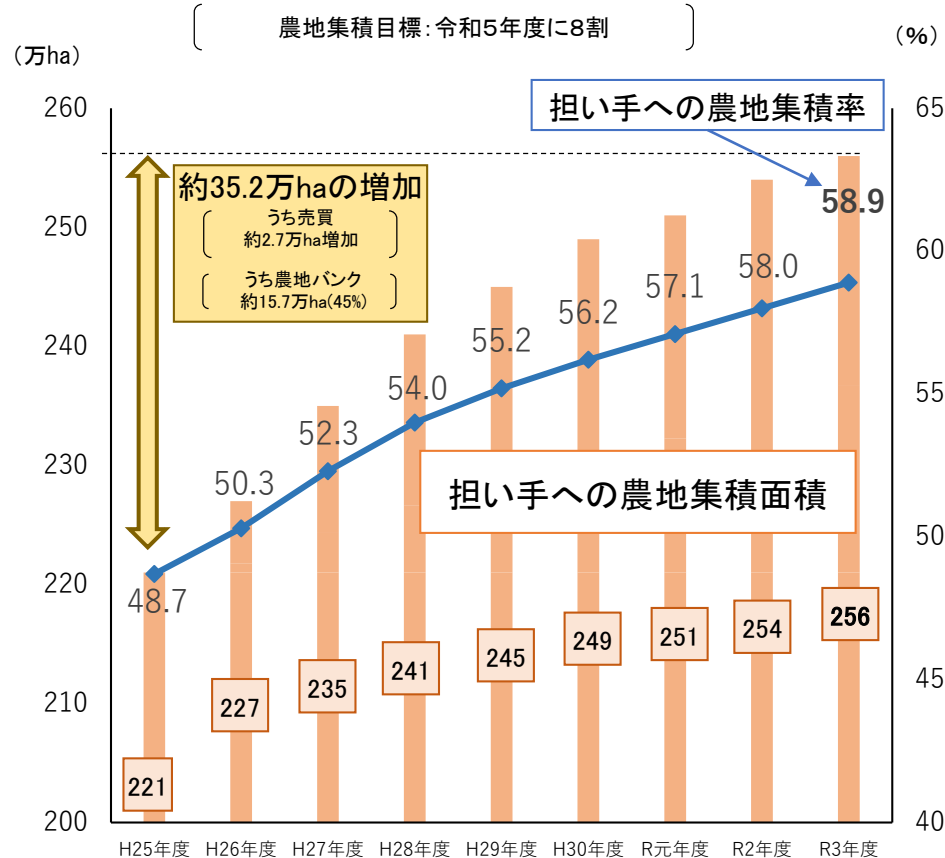
【農地バンクによる農地の集積・集約化のイメージ】



担い手への農地集積面積に占める農地バンクの実績（全都道府県）

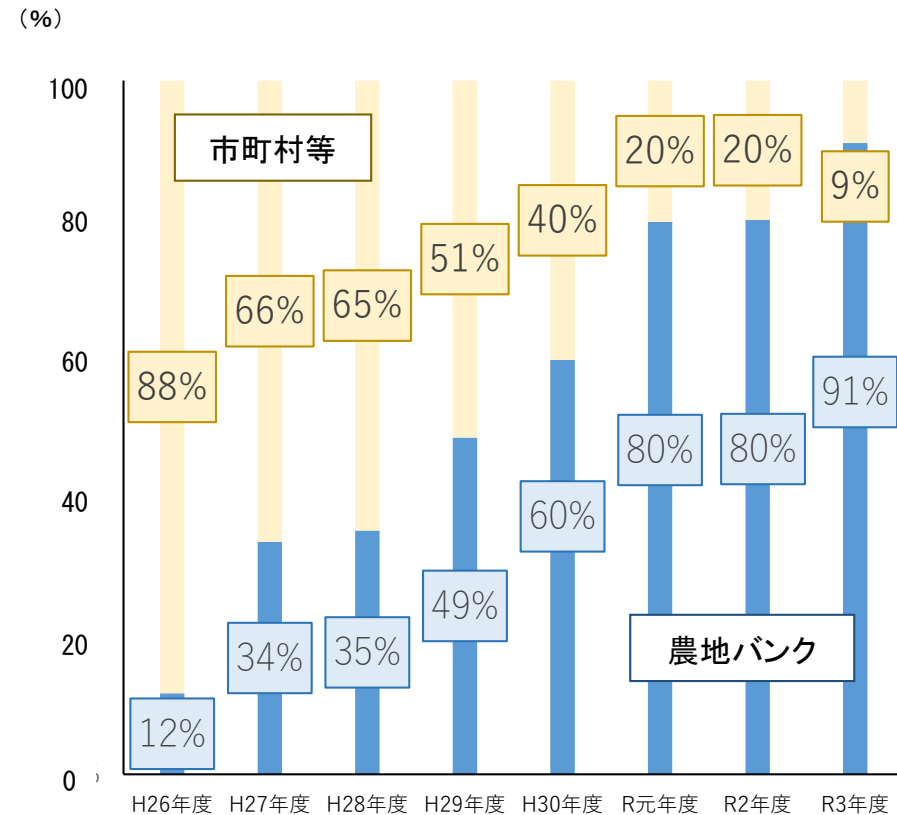
- 令和5年度までに全農地の8割を担い手に集積するという目標に対して、令和3年度の農地集積率は58.9%であり、目標の達成に向けて更なる取組の加速化が必要
- 令和3年度の担い手への農地集積面積は約256万haであり、農地バンク創設前の平成25年度に比べて約35万2千ha増加このうち、農地バンクによる集積面積は約15万7千haと全体の4割超
- 担い手への農地集積面積に占める農地バンクの割合は年々増加傾向にあり、令和3年度は91%

担い手への農地集積面積と農地集積率



※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成

毎年の担い手への農地集積面積の増加分



※農林水産省経営局農地政策課調べ

※ 各年度の担い手への農地集積面積の増加分における農地バンクを経由した権利設定等の割合

農地バンクによる貸付の効果

- 農地バンク計画（配分計画）は、複数の所有者の農地を束ねて1件の担い手に貸し付けるため、**1件当たりの面積は相対に比べ約3倍**
- **担い手は複数の所有者の農地を個別に交渉することなく、まとめて借受けることが可能**

		平成27年		平成28年		平成29年	
		利用権設定等 (集積計画)	利用権設定等 (配分計画)	利用権設定等 (集積計画)	利用権設定等 (配分計画)	利用権設定等 (集積計画)	利用権設定等 (配分計画)
全国	件数	315,534	24,806	308,276	24,611	292,534	29,095
	面積 (ha)	154,225	76,864	153,326	43,356	147,242	46,540
	1件当たりの面積 (ha/件)	0.5	3.1	0.5	1.8	0.5	1.6
都府県	件数	314,721	24,335	308,001	24,415	292,411	28,938
	面積 (ha)	145,777	67,389	151,896	41,952	146,184	45,067
	1件当たりの面積 (ha/件)	0.5	2.8	0.5	1.7	0.5	1.6
		平成30年		令和元年			
		利用権設定等 (集積計画)	利用権設定等 (配分計画)	利用権設定等 (集積計画)	利用権設定等 (配分計画)		
全国	件数	279,574	27,615	281,110	26,559		
	面積 (ha)	141,977	43,845	137,375	42,435		
	1件当たりの面積 (ha/件)	0.5	1.6	0.5	1.6		
都府県	件数	279,428	27,453	271,621	26,421		
	面積 (ha)	141,246	42,772	127,493	41,294		
	1件当たりの面積 (ha/件)	0.5	1.6	0.5	1.6		

出典 農地の移動と転用(農地の権利移動・借賃等調査)、農地中間管理機構の実績等調査

※ 利用権設定等(集積計画)は、農地バンクへの農地中間管理権の設定を除く

※ 利用権設定等(配分計画)の「件数」は、借受募集区域における地域内の農業者と地域外の農業者の延べ件数

※ 「農地の移動と転用(農地の権利移動・借賃等調査)」の令和2年(暦年)データのとりまとめは、令和5年3月となる見込み

農地バンクを活用した場合のメリット措置

農家負担ゼロの基盤整備事業（機構関連整備事業）

- 事業施工地域の全ての農地について、農地中間管理権が設定されていること等の要件を満たす場合、**農家負担ゼロ**のほ場整備事業等^(※)の実施が可能

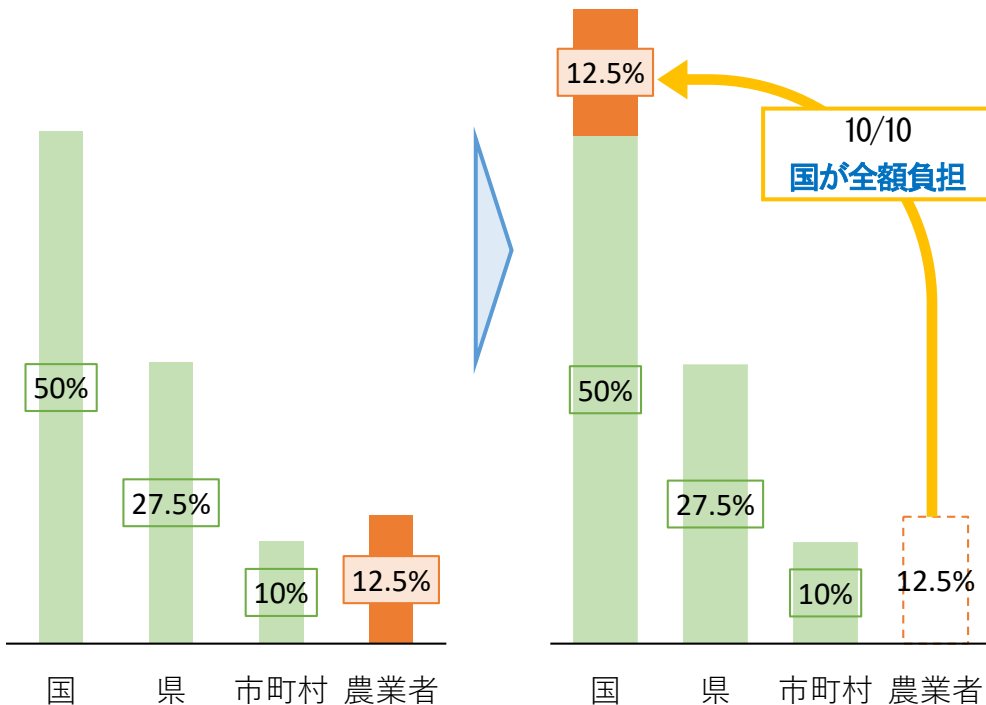
※ 土地改良法の一部を改正する法律（令和4年法律第9号）により対象事業に**農業用排水施設**、**農業用道路**等の整備を追加

機構集積協力金

- 地域の農地を**農地バンクに貸し付けた割合**に応じて協力金を交付
- 農地バンクが貸し付けた農地の**集約化割合**に応じて奨励金を交付

通常のほ場整備事業

機構関連整備事業



地域集積協力金（令和4年度当初予算）

- 地域において、まとまった農地を農地バンクへ貸し付けた場合、協力金を交付（農作業委託の場合、単価は貸付の2分の1）

農地バンクの活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
	80%超	3.4万円/10a

集約化奨励金（令和4年度当初予算）

- 地域の農地の団地面積の増加割合に応じて奨励金を交付（農作業受託の場合、単価は貸付の2分の1）

地域の団地面積の割合	交付単価
10ポイント以上増加	1.0万円/10a
20ポイント以上増加	3.0万円/10a

農地バンクを活用した取組①（埼玉県東松山市^{しもたぎ}下田木・^{あかぎ}赤城地区）

目標地図の作成前と作成後

現在

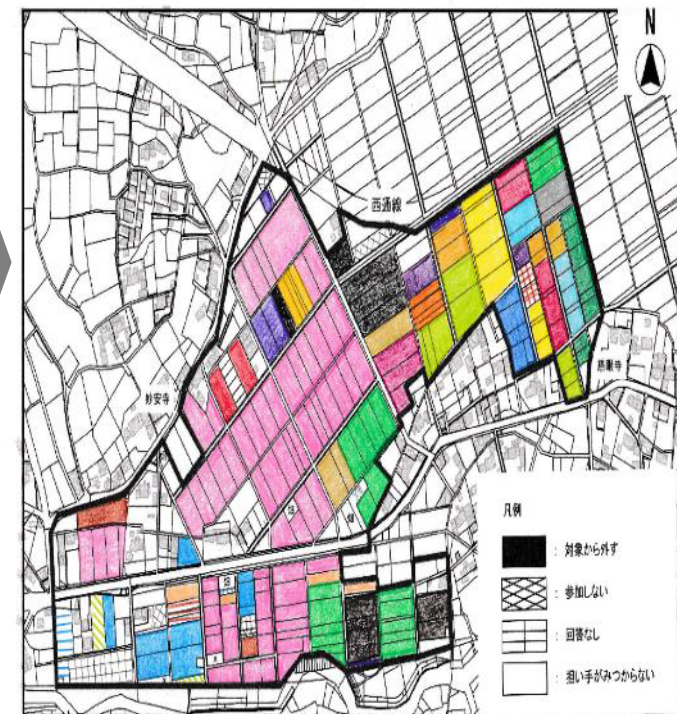
目標地図の作成の考え方
（地区内の農地は全て農地バンクに
貸し付けが基本）

5年後



: 大規模法人（認定農業者）
 : 地域の担い手
 その他：その他農業者

- ①換地、所有権の移転は行わない
- ②農道及び用排水路等の拡幅や位置変更は行わない
- ③1団地の集約化面積は3反（30a）を目標とする
- ④集約化は各耕作者が現在耕作している土地の中で最も広い水田を中心に行う
- ⑤集約化（畦畔の除去）に当たっては、耕作条件改善事業を活用し、個人の費用負担はなるべく発生しないようにする



: 大規模法人（認定農業者）
 : 地域の担い手
 その他：その他農業者

※取組の対象面積：約15ha、筆数：235筆、土地所有者：78名

農地バンクを活用した取組②（福井県小浜市太良庄地区）

- 小浜市^{たらのしょう}太良庄地区は、農家の高齡化や土地改良施設の老朽化等の課題が存在
- こうした中、小浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員が「まるっと方式」を提案し、地域の合意形成を推進
- 2018年、約100人の地権者が農地の出し手となり、「一般社団法人^{たらのしょうしょうえん}太良庄莊園^{さと}の郷」を設立。農地バンクを活用して、地域の農地面積（82ha）の87%に相当する71haを集積（法人+約30人で耕作）

バンク活用前の地図



担い手、非担い手の農地が分散錯雑の状態

まるっと方式による取組の考え方

- ①話合いの単位は、「集落」
- ②農地バンクが地域の農地を一括して借受け、集落営農法人に転貸
 - ・法人による直接経営（ソバ）の他、
 - ・当面耕作を希望する者には農作業を委託。（認定農業者4人、兼業8人、地区外11人など計30人。）
- ③高齡化による離農や死亡等があっても、法人内で農地の利用調整を実施
- ④将来的には農家負担ゼロの基盤整備の導入を予定

現在の地図



集落営農法人に農地を集積・集約化

Ⅲ 農業委員会による農地利用最適化活動について

農業委員会について

- 農業委員会は、**農業委員会等に関する法律**（昭和26年法律第88号）に基づき各市町村に設置されている行政委員会
- 令和4年4月現在、農業委員会数は**1,697**
- **農地法等の許可を行う農業委員と、農地利用最適化業務（担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消等）を行う推進委員**が役割分担しつつ、相互に連携して業務を実施（委員の**任期は3年**）

農業委員会を設置している市町村

区 分		市町村数	農業委員会数	備 考
原則	1 市町村につき 1 農業委員会を設置	1,520	1,520	
例外	1 市町村につき複数の農業委員会 を設置 【要件】 次のいずれかの場合 ①市町村面積が著しく大（24,000ha超） ②農地面積が著しく大（7,000ha超） ※この要件に該当した場合でも、複数の農業委員会を設置しないこともできる。	3	6	複数設置している3市町村 北海道北見市（2委員会） 神奈川県横浜市（2委員会） 岡山県岡山市（2委員会）
	必置規制の対象ではないが 農業委員会を設置 【要件】 農地面積が著しく小 都府県200ha以下 北海道800ha以下	171	171	
合計		1,694	1,697	

（参考）農業委員会を設置していない市町村（必置規制の対象外の市町村）

設置していない理由	市町村数
農地がない	13
農地面積が著しく小（都府県200ha以下、北海道800ha以下）	34
合計	47

農業委員（23,177人）

※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命

<法令事務を実施>

- 農地の権利移動の許可
- 農地転用案件への意見具申 等

農地利用最適化推進委員（17,696人）

※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 農業委員会の委嘱

<農地利用最適化業務を実施>

- 担い手への農地の利用集積
- 遊休農地の解消
- 新規参入の促進

事務局職員数（8,057人）

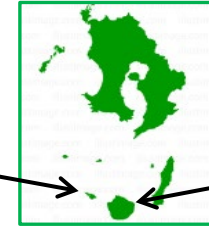
※農業委員数、農地利用最適化推進委員数及び事務局職員数は令和3年10月1日現在

農業委員会の活動例①（鹿児島県屋久島町農業委員会）

【農業委員会の体制】

- 農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人

口永良部島



屋久島

1 地区の特徴・状況、課題

- 屋久島町は、鹿児島市の南方130Kmの海上に浮かぶ屋久島と、そこから西北西約12Kmにある口永良部島で構成されており、年間平均気温20.0℃前後と、真冬でも沿岸部ではほとんど降雪・降霜を見ることはなく、年間を通じて温暖な気候である。
- 恵まれた温暖な気候を活かして、ぽんかん・たんかん・バレイショ・実えんどうを主体とした農業生産が行われてきたが、近年は茶栽培や生産牛・養豚等の畜産経営が大きく伸びてきている。
- しかし、一部に新規就農者やIターンによる新規参加者は見られるものの、農家戸数、農業就業人口いずれも減少傾向にあり、これに加え、農業就業人口の高齢化や遊休農地の発生など、農業・農村の持続的な発展を図るためには大きな課題となっている。

2 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

- 令和元年11月～令和2年3月にかけて、農業委員及び推進委員による担当地区内の農家へのアンケート及び個別訪問による意向調査を実施。
- 個別訪問による意向調査では、土地持ち非農家も調査の対象とし、今後の農地利用の意向確認を併せて行い、今回把握した農地1筆毎の利用意向について町農政部局との連携のもと、今後の地域の話し合い活動の展開について検討を行った。

3 活動の成果

- 意向調査で把握した農地情報について、地図化を図り、Iターンによる移住者等の新規就農相談について、積極的な情報提供を行ったことにより、結果として新規参加の促進につながった。（新規参加者：3名）

農業委員会の活動例②（山形県鶴岡市農業委員会）

【農業委員会の体制】

- 農業委員20人、農地利用最適化推進委員31人



鶴岡市

1 地区の特徴・状況、課題

- 鶴岡市は山形県の西部に位置し、日本海に面している水田地帯である。担い手に農地が集積されるにつれて、圃場が分散していく傾向にあった。

2 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

- 「分散した圃場の解消をしたい」と考える農業者が少なくなかったことから、農業委員会では平成29年12月に藤島地域八栄島地区で、**地域の現状把握や農地の交換を主目的とした「情報交換会」を試験的に実施**。
- 八栄島地区の情報交換会には、**地域の担い手である9経営体が参加**した。地区内の圃場の状況を示す図面を囲み、参加者同士が土地の特徴や条件等を自由に話し合い、必要に応じ**農業委員や最適化推進委員が土壌条件等の助言**を行った。
- この情報交換会を通じて、同地区では**3組7筆（約3.5ha）の農地が交換につながった**。
- 同地区の取り組みを契機に、農業委員会としては、「情報交換会」が市内全域で実施されるよう、市内11カ所に設置している農用地利用等調整委員会（農業委員・推進委員も構成員）を通じて、地域内への働きかけを進めており、既にいくつかの地域では「情報交換会」が開催されているところ。



「情報交換会」での話し合いの様子

3 活動の成果

- 八栄島地区では、情報交換会により地区内の担い手同士の交換を促し、農地の集約化を実現した。
（鶴岡市全体での集積率：令和4年3月末時点で76.9%）
- 情報交換会の実施により、農地の交換に至らない場合でも、農業者間の情報共有・共通課題の認識に寄与している。

農業委員会の最適化活動に係る
規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定） 抜粋

- a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律・
（中略）・附則第51条第2項に基づき、**全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。**
- b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、**推進委員等が農業委員会法に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する**

【令和3年度措置】

1. 農業委員会の最適化活動に係る目標の設定等

規制改革実施計画

(令和3年6月18日閣議決定) 抜粋

- a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律・・・（中略）・・・附則第51条第2項に基づき、**全ての農業委員会で最適化活動に係る目標**を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、**具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組み**を構築する。
- b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、**推進委員等が農業委員会法に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組み**を構築する

【令和3年度措置】

実施計画を踏まえた対応

- **推進委員等の最適化活動の内容・成果**は、地域の農業者に対して「見える化」することが重要
- また、任期が3年の推進委員等の任命・委嘱に当たっては、**活動実態及び成果を明らかにした上で、農業委員会法に規定する者として相応しいかを判断**する必要
- このため、本年2月、以下の仕組みを内容とする経営局長通知を発出
 - ① 農業委員会が、**毎年度、最適化活動（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）に係る目標を設定**
 - ② **全ての推進委員等**が、最適化活動の内容を**記録簿に記録**
 - ③ 農業委員会が、②の記録簿を基に活動実績と目標達成状況を**点検・評価し、公表**
 - ④ 農業委員会が、③の点検・評価結果を考慮し、**推進委員等を委嘱・任命**

2. 通知の具体的な内容

1 目標設定

○ 農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定

1 農業委員会の目標

(1) 成果目標（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）

- ① 農地の集積
 - ・ 最適化指針の目標集積率が**80%以上**の場合は、その**目標**
 - ・ **上記以外**の場合は、**都道府県の基本方針の集積目標**
- ② 遊休農地の解消
 - ・ 令和3年度時点の**遊休農地面積**（草刈り等が必要な緑区分）を**5年間で解消**等
- ③ 新規参入の促進
 - ・ 新規参入者に**貸付可能な農地**（直近3年間の権利移動面積平均の1割以上）を**公表**

(2) 活動目標（活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加）

- ① **活動強化月間**を年3月以上設定
- ② 県等が実施する**新規参入相談会**に推進委員等が参加

2 推進委員等の目標

- ① 推進委員等の**担当区域**ごとの1の(1)の成果目標
- ② 活動日数目標

農業委員会系統組織における**統一的な取組として設定**

昨年12月2日全国農業委員会会長代表者集会における
申し合わせ事項：月当たり概ね10日

2 活動の記録

○ 推進委員等は最適化活動の内容を記録簿に記録

3 点検・評価、判断

○ 農業委員会は各推進委員等の記録簿を基に活動実績と目標達成状況を点検・評価

4 公表・報告

○ 農業委員会は点検・評価の結果を公表

5 委嘱・任命

○ 農業委員会は点検・評価結果を考慮し、次の推進委員等を委嘱・任命

IV 予算の概要

- 農地中間管理機構による集積・集約化活動
- 農地利用最適化交付金
- 地域計画策定推進緊急対策事業（令和5年度新規要求）

「農地中間管理機構による集積・集約化活動」における各事業と各アクティビティの関係性

- レビューシート「農地中間管理機構による集積・集約化活動」における各事業と各アクティビティとの関係は、以下のとおり。

農地中間管理機構事業

- ・ 農地中間管理機構が農地集積・集約化を推進する取組を支援。

機構集積協力金交付事業

- ・ 農地中間管理機構に対し、まとまった農地の貸付けを行った地域等に対して協力金を交付。

機構集積支援事業、農地情報一元的管理加速化事業（R2補正・繰越）、 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業（R3補正）

- ・ 農業委員会等が行う遊休農地所有者への意思確認や農地等の出し手・受け手の意向等の効率的な把握等を行うための体制整備を支援。
- ・ 全国農業会議所が行う農地情報公開システムの改修・維持管理等を支援。

<対策のポイント>

農地の集積・集約化に向け、地域の特性に応じて、農地バンク、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等が**一体となって**、実質化された人・農地プランに位置付けられた**担い手への農地の集積・集約化を更に推進**します。引き続き**地域集積協力金**の単価を**平均2割引き上げ**、**中山間地域**の最低活用率要件を**平地の1/5に緩和**等を行います。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

<事業の内容>

1. **農地中間管理機構事業** 【執行見込額】 6,024 (6,200) 百万円
※各都道府県の基金及び令和3年度予算で運用
 機構の事業（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進を支援します。
 機構の農地買入等に対する利子助成を行います。
※機構が新規就農者向けの農地をまとめて保有できるよう見直し。
2. **機構集積協力金交付事業** 【執行見込額】 4,622 (4,036) 百万円
※各都道府県の基金及び令和3年度予算で運用
 - ① 人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。
※令和3年度から集積タイプと集約化タイプを同時に交付等が可能となるよう要件改定
 - ② 基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。
3. **機構集積支援事業等** 2,791(3,021) 百万円
【令和2年度第3次補正予算】 1,117百万円
 所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、地域の話合いのための地図作成、タブレット端末の整備、農地情報公開システムの改修（R2補正）及び保守点検等を支援します。
4. **農地利用最適化交付金** 【執行見込額】 5,176 (5,045) 百万円
 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。
（関連事業）
経営継承・発展等支援事業（うち推進事務）
 人・農地プランの実質化が遅れている地域において、継続して実質化に取り組む市町村、都道府県の活動を支援します。

<事業イメージ>

<5年後見直しを踏まえた主な改善点>

- **実質化された人・農地プランの実行**
【機構集積支援事業 等】
 実質化された人・農地プランの実行に必要な意向把握等への支援
- **機構集積協力金交付事業の改善・重点化**
 - 集積タイプ ※中山間地農業ルネサンス事業に位置付け6割を優先枠化
 - ① 単価：固定化、平均2割引き上げ
 - ② 要件：中山間地域を平地の1/5に緩和（機構の最低活用率4%）
 - 集約化タイプ 担い手同士の農地交換も支援
【経営転換協力金】令和5年度までに段階的に縮減・廃止
【農地整備・集約協力金】対象：「農地耕作条件改善事業」
- **人・農地プランの実質化による交付基準への反映**
【農地利用最適化交付金】
 実質化したプランに位置付けられた集積の予定面積を成果として評価等
【地域集積協力金】 実質化したプランの策定地域を対象

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1、2①の事業)	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
(2②の事業)	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
(3の事業)	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
(4の事業)	農地政策課	(03-3592-0305)

<対策のポイント>

農地情報公開システム（全国農地ナビ）※を地理情報共通管理システム（デジタル地図）及び農林水産省共通申請サービスに連携するためのシステム改修を行います。これにより、農業委員会が中心となり、農地中間管理機構、JA等の関係団体が速やかに情報を共有し一丸となって地域の問題を解決し、担い手への農地集積・集約化を加速化します。

<事業目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

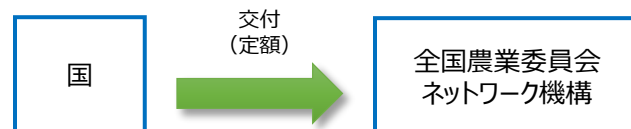
<事業の内容>

農地情報公開システムについて、次のシステム改修に必要な経費を支援します。

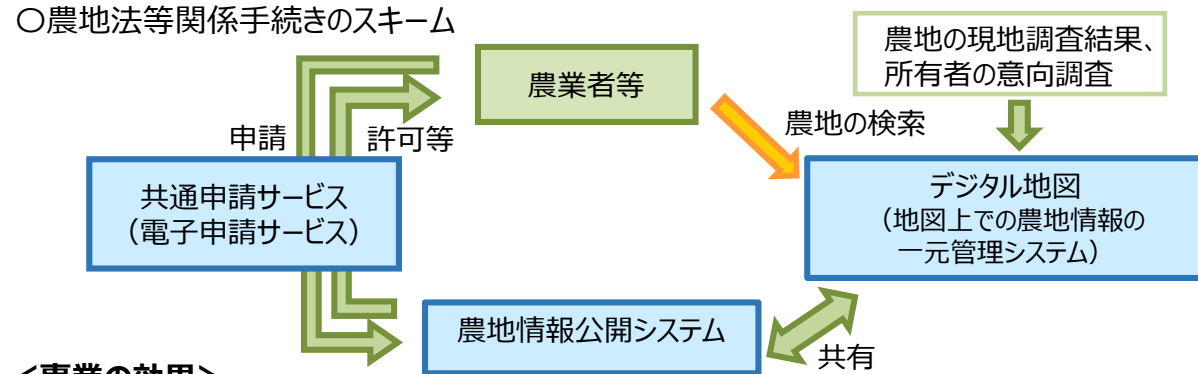
1. 農地情報公開システムの情報（貸借等の権利関係、農地の現地調査結果、農地所有者の意向調査等）を地理情報共通管理システム(デジタル地図)において一元管理するためのシステム連携のための改修
2. 農地法に基づく権利移動等の手続を共通申請サービスを利用して申請できるようにするための農地情報公開システムと共通申請サービスとの接続のための改修

※農地情報公開システム（全国農地ナビ）
農業委員会が行う農地の現地調査結果や所有者の意向調査等の情報をインターネットで公表するシステム

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<事業の効果>

<p>農地法の許可等の手続きのオンライン化</p> <p>簡単な操作でオンライン申請が可能</p>	<p>効率的かつ効果的な現地調査</p> <p>画面のイメージ</p> <p>タブレット端末のGPS機能により農地の位置をすぐに特定</p>	<p>農地情報の見える化</p> <p>目視では不明瞭な筆の境界線も把握</p>	<p>農地情報の見える化</p> <p>年齢、担い手区分別耕作者の色分け表示による土地利用の見える化</p>
---	--	--	--

<対策のポイント>

農業の成長産業化や所得の増大を進めていくためには、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限利用されるようにしていく必要があります。このため、**農地中間管理機構（農地バンク）による農地集積・集約化を加速**するとともに、**農業委員会が現場で収集した農地情報等を共有するための体制整備を支援**します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 機構集積協力金交付事業 5,000百万円

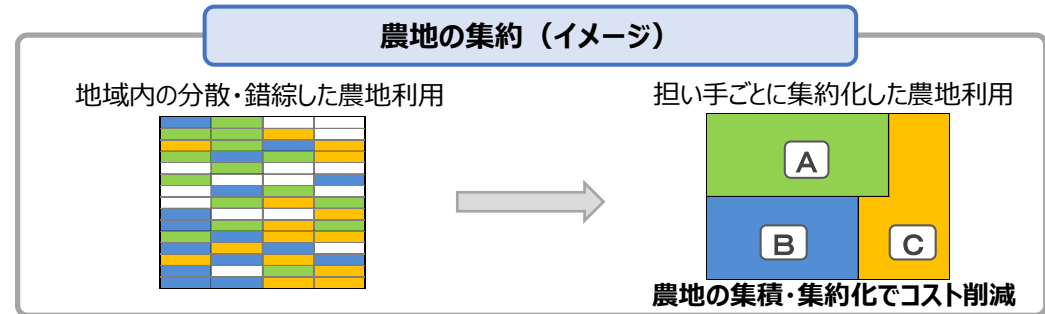
農地バンクを活用して**出し手から地域の農地を幅広く集め、これを集約化して受け手である担い手等へ貸し付ける地域**に対し、協力金を交付します。

2. 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業 450百万円

農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向等を効率的に把握し、関係機関と**情報共有するための体制整備**を支援します。

※ 2については、令和4年度へ繰越の上、事業を実施

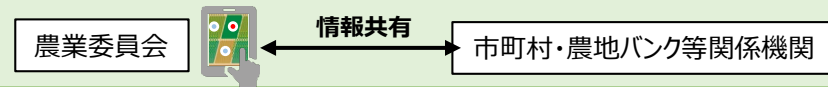
<事業イメージ>



<関係機関と情報共有するための体制整備>

【農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業】

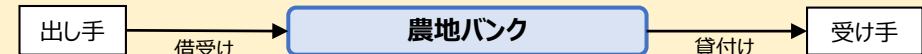
- 農地等の出し手・受け手の意向等を現場で効率的に把握するためのタブレットを導入



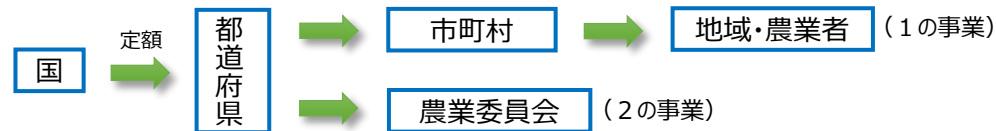
<農地バンクによる農地集積・集約化の加速>

【機構集積協力金交付事業】

- まとまった農地を農地バンクに貸し付けた地域を支援
- 農地バンクの再配分機能を活用し、担い手等の農地集約化に取り組む地域を支援



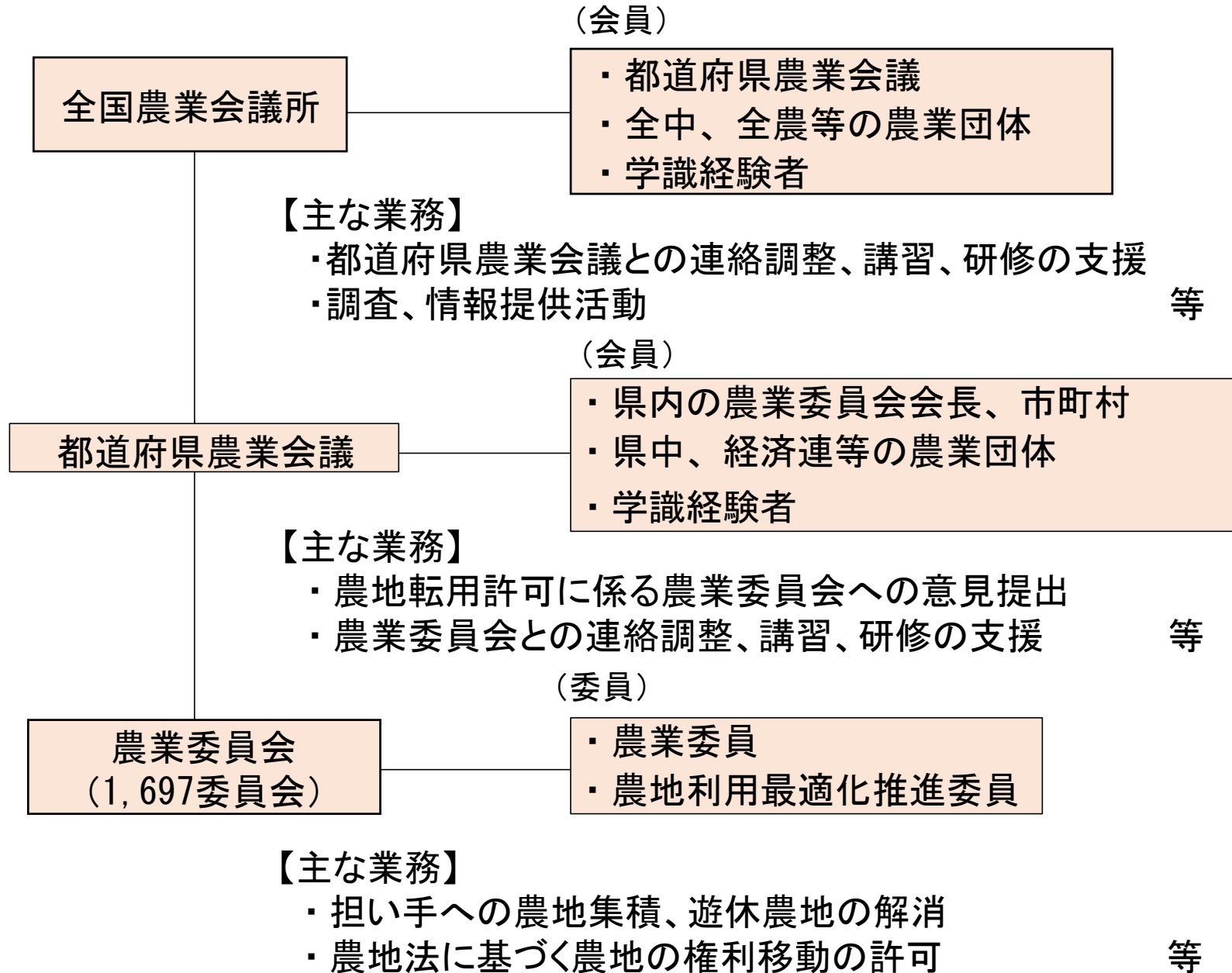
<事業の流れ>



農業委員会系統に対する支援措置について

補助金名	具体的な支援内容
<p>農業委員会交付金</p>	<p>(1) 農業委員・推進委員の基礎的報酬 (2) 事務局職員の給与 (3) 事務経費 等</p>
<p>農地利用最適化交付金</p>	<p>(1) 推進委員等の報酬（活動費） (2) 最適化活動に係る事務費 （意向調査に活用するタブレットの通信費、臨時職員の配置 等）</p> <p>※（2）は令和4年度予算からの拡充事項</p>
<p>機構集積支援事業</p> <p>(1)・(2)は農業委員会向け (3)は都道府県農業会議所向け (4)は全国農業会議所向け</p>	<p>(1) 農地の利用状況調査等に係る経費 （調査員手当 等） (2) 委員の資質向上のための研修費 （研修参加旅費 等） (3) 農業委員会相互の連絡調整・農業委員会への研修費等 （会場借料 等） (4) 農地情報公開システムの維持管理費等 （システム運用・保守費 等）</p>

(参考) 農業委員会系統組織の概要



<対策のポイント>

農地の集積・集約化に向け、地域の特性に応じて、農地バンク、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等が一体となって、実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手への農地の集積・集約化を更に推進します。引き続き地域集積協力金の単価を平均2割引き上げ、中山間地域の最低活用率要件を平地の1/5に緩和等を行います。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 【執行見込額】 6,024 (6,200) 百万円

※各都道府県の基金及び令和3年度予算で運用

機構の事業（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進を支援します。

機構の農地買入等に対する利子助成を行います。

※機構が新規就農者向けの農地をまとめて保有できるよう見直し。

2. 機構集積協力金交付事業 【執行見込額】 4,622 (4,036) 百万円

※各都道府県の基金及び令和3年度予算で運用

① 人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。

※令和3年度から集積タイプと集約化タイプを同時に交付等が可能となるよう要件改定

② 基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

3. 機構集積支援事業等 2,791(3,021) 百万円

【令和2年度第3次補正予算】 1,117百万円

所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、地域の話合いのための地図作成、タブレット端末の整備、農地情報公開システムの改修（R2補正）及び保守点検等を支援します。

4. 農地利用最適化交付金 【執行見込額】 5,176 (5,045) 百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

（関連事業）

経営継承・発展等支援事業（うち推進事務）

人・農地プランの実質化が遅れている地域において、継続して実質化に取り組む市町村、都道府県の活動を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<5年後見直しを踏まえた主な改善点>

○ 実質化された人・農地プランの実行

【機構集積支援事業 等】

実質化された人・農地プランの実行に必要な意向把握等への支援

○ 機構集積協力金交付事業の改善・重点化

○集積タイプ ※中山間地農業ルネサンス事業に位置付け6割を優先枠化

①単価：固定化、平均2割引き上げ

②要件：中山間地域を平地の1/5に緩和（機構の最低活用率4%）

○集約化タイプ 担い手同士の農地交換も支援

【経営転換協力金】令和5年度までに段階的に縮減・廃止

【農地整備・集約協力金】対象：「農地耕作条件改善事業」

○ 人・農地プランの実質化による交付基準への反映

【農地利用最適化交付金】

実質化したプランに位置付けられた集積の予定面積を成果として評価等

【地域集積協力金】 実質化したプランの策定地域を対象

【お問い合わせ先】

(1、2①の事業)	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
(2②の事業)	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
(3の事業)	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
(4の事業)	農地政策課	(03-3592-0305)

令和4年度当初予算からの農地利用最適化交付金の見直しについて

- 農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録等を見直し等を踏まえて、**農業委員会の最適化活動を支援する農地利用最適化交付金についても、以下の見直しを令和4年度より実施。**

令和3年度まで	令和4年度以降
<p>○ 農業委員会・推進委員等の目標が未設定で、実績に応じて交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 推進委員等の活動払い ② 農業委員会の成果払い <p>の2本立て</p> <p>〔①委員の活動払い〕（予算の3割）</p> <p>〔②委員会の成果払い〕（予算の7割）</p> <p>○ 交付金は、推進委員等の報酬のみに活用</p>	<p>○ 農業委員会・推進委員等が掲げた最適化活動に係る意欲的な目標の達成度合いに応じて交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 推進委員等の活動払い ② 農業委員会の成果払い <p>の2本立て</p> <p>〔①委員の活動払い〕（予算の7割）</p> <p>〔②委員会の成果払い〕（予算の3割）</p> <p>○ 交付金は、推進委員等の報酬に限らず、事務費としても活用可能（意向調査に活用するタブレットの通信費、臨時職員の配置等）</p>

<対策のポイント>

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、**農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援**します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. 市町村推進事業

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。

- ① **協議の場の設置に係る調整**
（関係機関や参加者との調整、話し合いに向けた情報の入手・整理等）
- ② **協議の実施・取りまとめ**
（話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等）
- ③ **地域計画案の取りまとめ**
（地域計画案の作成、関係者への説明等）
- ④ **地域計画の公告・周知**
（関係者、地域住民への周知等）

2. 農業委員会推進事業

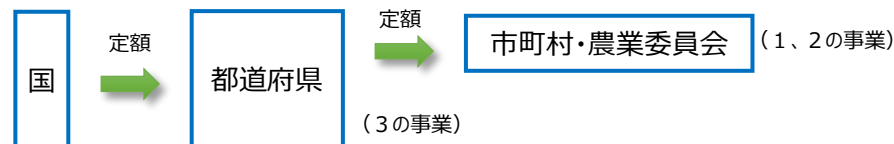
地域計画の策定における農業委員会による**目標地図の素案作成**の取組を支援します。

3. 都道府県推進事業

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援します。

- ① **市町村等への説明会や意見交換会の開催、普及啓発**
（市町村等を対象とした説明会及び研修会の開催等）
- ② **市町村の取組への助言・指導**
（市町村へのコーディネーター派遣やモデル地区等への指導等）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

協議の場の設置に係る調整

地域農業の現状・課題の把握、設置区域、参加者、進め方等の調整



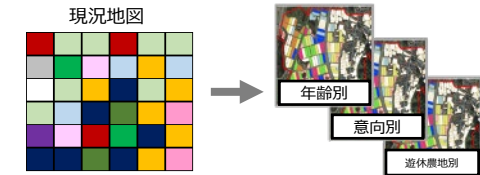
協議の実施・取りまとめ

農業者、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など幅広い関係者が参加し、取りまとめ



目標地図素案の作成

農業委員会は、現況地図を基に受け手ごとに集約化に向けた調整をできる限り実施



地域計画案の取りまとめ

市町村は、農業委員会から提出のあった目標地図の素案を踏まえ、地域計画の案を作成



地域計画の公告・周知

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）